別表(第3条関係)補助事業者、補助対象経費及び補助率等

事業区分	補助事業者 (事業実 施主体)	事業内容	補助対象要件	補助対象経費	補助率	補助金 上限額
農業クラス タープラン 作成事業	市町村	市町村を中心として、関係 機関等で構成するクラスタ ープロジェクトチームを編 成し、園芸農業を核として関 連産業を集積させる「農業ク ラスタープラン」を作成する 事業	下記の内容を満たした「農業クラスタープラン」(「クラスターイメージ図(参考様式1)」と「クラスタープロジェクト工程表(参考様式2)」、「クラスター計画書(参考資料3)」)を作成し、実績報告書提出時に添えること。 (1)新規のプラン ① 次世代型ハウスの整備等による、おおむね50a以上の生産面積の拡大 ② ①を核とした2業種以上の関連産業の集積 (2)既存のプランのバージョンアップ 新たな雇用創出(1名以上)、関連産業の集積又は生産面積の拡大(概ね50a以上)等の効果が見込まれること。	先進地調査費、報償 費、調査委託費、借 上料、現地実証に係 る経費、その他知事 が必要と認める経 費	2分の1以内	(1)新規のプラン150万円/プラン(2)既存のプランのバージョンアップ75万円/プラン
次世代園芸団地基盤整備基本計画作成事業	市町村又は 民間企業	市町村又はコンサル、建設 業等の民間企業が、次世代型 ハウス等の整備が可能な園 芸団地の用地を作り出すた めに必要な地積測量や現況 基礎調査、基盤整備実施設計 書作成等、「次世代園芸団地 基盤整備基本計画」を作成す る事業	下記の①又は②を満たした「次世代園芸団地基盤整備基本計画」(「計画平面図(縮尺500分の1以上の精度で次世代型ハウス等の配置含む)」、「整備事業費積算資料(整地費、用排水施設費等)」、「土地調書(現況用地測量図、権利関係等)」等)を作成し、実績報告書提出時に添えること。 ① おおむね50a以上の次世代型ハウス等が建設可能な用地を生み出し、かつ地権者(注1)から15年以上の利用権設定、ハウス設置、基盤整備による形状変更等の同意を得ること。 ② おおむね2ha以上の露地栽培のための用地を生み出し、かつ地権者から5年以上の利用権設定、基盤整備による形状変更等の同意を得ること。	地積測量、現況基礎 調査、権利関係の調 整に要する租税公 課、先進地調査費、 実施設計作成費、委 託費、その他知事が 必要と認める経費	2分の1以内	用地面積 1 ha 当たり 150 万円 を上限とする。
ハウス等移 設・撤去事 業	市町村	市町村が、次世代型ハウス 等の整備が可能な園芸団地 の用地を作り出すために必 要なハウス等の移設及び撤 去に係る経費を支援する事 業	下記の内容を満たしていること。 ① 1ha 以上の次世代園芸団地の計画に係るハウス等の移設、撤去であること。 ② 地権者から中間管理機構等(注2)を介した15年以上の利用権設定、ハウス設置、基盤整備による形状変更等の同意が得られていること。 ③ 「農業クラスタープラン」又は「次世代園芸団地基盤整備基本計画」が作成されており、次世代園芸団地の計画平面図(縮尺500分の1以上の精度で次世代型ハウス等の配置含む)があること。 ※ただし、他の事業区分と併用する場合は、①を満たしていること。さらに、他の事業区分を実施することで②並びに③の要件を満たした後に実施するものとする。	ハウス等の移設及 び撤去に係る経費	県:2分の1以内 ※ただし、市町村 は補助金額以上を 負担するものとす る。	10a 当たり 450 万円を上限とす る。

次世代園芸化田本業	(用地の地 権者若しく は地権者等 で構成する	業クラスターの核となっる園芸団地用地を確保 園芸団地が長期にわたり 記するため、地権者又は耕 合の協力に対して支援す 「業	下記の内容を満たしていること。 ①対象用地は、市町村が次世代園芸団地候補地として指定した地区指定用地であり、知事の承認を得ていること。 ②用地は20年以上の長期にわたり提供されること。 ③対象地区について、「農業クラスタープラン」又は「次世代園芸団地基盤整備基本計画」が作成されていること。 ④県の小規模園芸農地集積支援事業の対象農地ではないこと。 ⑤国の機構集積協力金交付事業のうち、経営転換協力金交付事業の対象農地ではないこと。	(1) 地権区区では、1 (1) 地権区区では、1 (1) 地権区区では、1 (1) 地地信用 (1) を対しては、1 (1) を引きます。 第一人では、1 (1) を引きまする、1 (1) を引きます。 第一人では、1 (1) を引きまする。	(1)地権者集積協力金 市町村補助額の2 分の1以内 ①賃貸借 20年以上:10万円 以内/10a 30年以上:15万円 以内/10a ②売買 15万円以内/10a (2)耕作者集積協力金 市町村補助額の2 分の1以内	(1)地権者集積協力金 地権者一人当たり 150 万円を上り 150 万円を上り 150 大田とする。 (2)耕作者集積協力当たり 10a を上限とり 10a を上限とった。
-----------	----------------------------------	---	--	---	---	---

※事業区分の各事業は、併用を可能とする。

※算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(注1) 地権者:土地の所有者

(注2) 中間管理機構等:農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体